

神戸町デイサービスセンター季節行事の紹介



夏祭りで皆様大盛り上がり～!!



ドーンと風船花火を打ち上げました!



おっとっと!
金魚が逃げちゃう



射的に挑戦!

介護員募集(パート)

年齢・性別・経験問いません。自分も元気になれる職場です。60代以上の方も活躍中!一緒に楽しく働きませんか?

時間 8:30～16:30 月～土まで

日にち、時間は相談させていただきます。
詳細はホームページ『求人情報』をご覧ください。

連絡先 0584-28-1021 担当 若園

神戸町社協居宅介護支援事業所

介護保険でサービスを利用するまでの流れ

① 要介護認定の申請

申請には介護保険被保険者証、40歳～64歳は医療保険証が必要です。

② 認定調査・主治医意見書

認定調査員が自宅や施設等を訪問し、心身の状態を確認するための認定調査(1時間程)を行います。
主治医意見書は市町村が主治医に依頼。

③ 審査判定 (申請から認定の通知までは原則30日以内に行います)

調査結果及び主治医意見書を元に1次判定(コンピュータ)に入力され、全国一律の判定。
1次判定の結果をもとに介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

④ 認定

認定は要支援1・2から要介護1～5の7段階及び非該当にわかれます。
認定の有効期間は6ヶ月～48か月で設定。

⑤ 介護(介護予防)サービス計画書の作成

介護サービスを利用する場合は、介護(介護予防)サービス計画書の作成が必要。
ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

⑥ 介護サービス利用の開始

※次回は、介護保険で利用できるサービスの種類と内容について説明します。

●お問い合わせ 神戸町社協居宅介護支援事業所 ☎ 0584-28-1025

